

豊中市建設工事等入札・契約手続検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 市の建設工事並びにこれにかかる設計、監理及び調査等並びに測量調査(航空測量を除く。)委託(以下「建設工事等」という。)の入札・契約手続について、より一層の透明性及び競争性を確保するための具体策を検討することを目的とし、豊中市建設工事等入札・契約手続検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会において検討する事項は、次の号に掲げるものとする。

- (1) 現行の建設工事等の入札・契約手続の問題点の把握並びに整理に関すること。
- (2) 新たな建設工事等の入札・契約手続の検討に関すること。
- (3) 建設工事等の現行指名基準の運用等、当面の事務改善に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。この場合において委員長となる者は、総務部担当の副市長とする。
- 3 委員は、総務部、環境部、財務部、都市計画推進部及び都市基盤部の部長並びに市立豊中病院の事務局長並びに上下水道局の経営部及び技術部の部長の職にある者をもって充てる。
- 4 課題別等に詳細な検討を行うため、委員会に幹事会を置く。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長が、委員長及び副委員長ともに事故あるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 幹事会は、委員会の方針に基づき、必要な調査及び検討等を行う。

- 2 幹事会は、会長及び幹事で構成する。
- 3 幹事会の会長は、総務部契約検査課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 環境部、財務部、都市計画推進部及び都市基盤部の総務担当課長並びに上下水道局経営部の総務課長
 - (2) 公園みどり推進課長、施設課長、都市整備課長及び都市基盤部次長並びに市立豊中病院事務局病院総務課長並びに上下水道局技術部次長及び同部猪名川流域下水道事務所長
- 5 幹事会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、協議事項に関係のある者のみで開催することができる。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、総務部契約検査課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月15日から実施し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月23日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。